

○三条市個人番号の利用に関する条例

平成27年9月28日

条例第24号

改正 平成27年12月22日条例第37号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法第2条各項に定めるところによる。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(規則への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成27年12月条例第37号）

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、別表第1中第5項を第11項とし、同項の前に6項を加える改正規定（同表第5項に係る部分に限る。）及び別表第2中第5項を第11項とし、同項の前に6項を加える改正規定（同表第5項に係る部分に限る。）は、同年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

執行機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	児童クラブの利用料に係る減免に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	障害者控除適用に係る認定書の交付に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	高齢者等に対する住宅改造等の費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	寝たきりの高齢者等に対する寝具乾燥等事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	寝たきりの高齢者等に対する訪問理美容サービス費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	高齢者等に対する生活支援に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	寝たきりの高齢者等を介護している者に対する介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	おむつ代の医療費控除適用に係る確認書の交付に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	高齢者に対する紙おむつ購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
13 市長	精神障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

	るもの
14 市長	重度の心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
15 市長	心身障害者扶養共済制度に関する事務であって規則で定めるもの
16 市長	障がい者に対する日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの
17 市長	難聴児の保護者に対する補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
18 市長	身体障がい者向けの自動車に改造するための費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
19 市長	重度の身体障がい者に対する訪問入浴サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの
20 市長	障がい者に対する日中一時支援の実施に関する事務であって規則で定めるもの
21 市長	障がい者に対する移動支援の実施に関する事務であって規則で定めるもの
22 市長	社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの
23 市長	若者世帯向け賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
24 市長	保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
25 市長	私立幼稚園の就園奨励に係る補助に関する事務であって規則で定めるもの
26 市長	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第3条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの

	<p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による療育医療の給付又は療育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

		介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助又は扶助金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 市長	ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	児童クラブの利用料に係る減免に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	障害者控除適用に係る認定書の交付に関する事務であって規則で定	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

	めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	高齢者等に対する住宅改造等の費用の補助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
7 市長	寝たきりの高齢者等に対する寝具乾燥等事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	寝たきりの高齢者等に対する訪問理美容サービス費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

		住民票関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	高齢者等に対する生活支援に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
10 市長	寝たきりの高齢者等を介護している者に対する介護手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
11 市長	おむつ代の医療費控除適用に係る確認書の交付に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
12 市長	高齢者に対する紙おむつ購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
13 市長	精神障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する情報（以下「ひとり親

		家庭医療費助成関係情報」という。) であって規則で定めるもの
14 市長	重度の心身障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの ひとり親家庭医療費助成関係情報であって規則で定めるもの
15 市長	心身障害者扶養共済制度に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 障がい者関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	障がい者に対する日常生活用具の給付又は貸与に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
17 市長	難聴児の保護者に対する補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
18 市長	身体障がい者向けの自	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	動車に改造するための費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
19 市長	重度の身体障がい者に対する訪問入浴サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの
20 市長	障がい者に対する日中一時支援の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 障がい者関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	障がい者に対する移動支援の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 障がい者関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	社会福祉法人による介護保険サービス利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの
23 市長	若者世帯向け賃貸住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 障がい者関係情報であって規則で定めるもの
24 市長	保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

		住民票関係情報であって規則で定めるもの
25 市長	私立幼稚園の就園奨励に係る補助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
26 市長	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの